

電波法による伝搬障害の防止に関する規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集の結果と御意見に対する考え方
(意見募集期間：令和8年3月18日～令和8年4月16日)

提出件数 8件(匿名 7件、法人 1件)

※ 意見提出者の属性・連絡先が不明な意見は「匿名」として記載しています。

※ 御意見は、適宜、整理又は要約しております。

(受付順)

No.	提出者	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	匿名	<p>本改正案に関して、以下の点について強く懸念を表明する。</p> <p>まず、意見書および法整備の手順が、国民や関係者の意見が十分に定まっていない段階で、先に制度や法整備を進める形になっていることは、手続上極めて問題である。通常、民主的かつ透明性の高い政策形成の手順としては、まず国民や関係者の意見を十分に収集・分析し、その上で法整備や制度設計を行うことが望ましい。ところが本案では、順序が逆になっており、国民意見が反映される前に既成事実として法整備を進める構造が明確に見える。</p> <p>この手法には以下の問題がある：</p> <p>1. 国民参加・意見反映の原則が損なわれる * 意見募集が形式的にとどまり、実質的な影響力が小さくなる。</p>	<p>本件は電波法による伝搬障害の防止に関する規則の一部を改正する省令案等を対象に意見募集を行うものであり、御意見については本意見募集の対象外です。</p>	無

		<p>2. 政策の既成事実化</p> <ul style="list-style-type: none"> * 国民や関係者の懸念が制度化前に十分考慮されず、結果として政策が独善的に進行する可能性がある。 <p>3. 透明性と説明責任の欠如</p> <ul style="list-style-type: none"> * 法整備の先行により、判断根拠や意見反映の過程が不明瞭になり、将来的な責任追及も困難になる。 <p>以上の観点から、本改正案は、手続の順序および透明性に重大な欠陥を抱えており、国民の意見を十分に反映する前提での制度設計とは言えない。</p> <p>したがって、まず国民や関係者の意見を十分に収集・分析した上で法整備を行うべきであり、現状の手順は抜本的に見直す必要がある。</p> <p>洋上風力発電がいかに不効率で不経済である事を国民が知れば怒りが爆発して、責任のなすり付け合いが起こる事は必至である。</p> <p>よって、本改正案は白紙撤回すべきである！！</p> <p>以上を踏まえ、本案については、順序の適正化および透明性・国民参加の確保を強く求めるものである。</p>		
2	匿名	<p>電波を妨害するので洋上風力発電を制限する、という内容の様だが、逆に洋上風力発電基地に電波の中継所を設ければ、解決する問題ではないのか？</p>	<p>本件は排他的経済水域内において洋上風力発電の推進と調和を図りつつ、電波伝搬障害防止制度を適切に運用するために規則等を改正するものであり、御指摘は当たりません。</p>	無

		<p>再生可能エネルギー政策は、化石燃料発電の悪影響が喫緊の問題となり、原発の危険性も改めて認識されている現在、全力で進めなくてはならないものはずだ。</p> <p>電波と電力の縦割り行政で闘わせたりせず、合理的な協力で効果を上げる様、検討し直していただきたい。</p>		
3	匿名	<p>通信確保を、洋上風力の規制理由にしようという考えの様だが、そもそも海面から洋上風力の構造物が有るだろう高さまでは、元々波・蒸気によるイオン粒子の散乱で、電波の伝送路にはなっていないはずだ。</p> <p>理論的な理由なく、エネルギー政策上必要なはずの洋上風力事業を疎外する事になっては、いけないだろう。</p> <p>科学的根拠に基づいて、検証してから規制すべきだ。</p>	<p>本件は電波法による伝搬障害の防止に関する規則の一部を改正する省令案等を対象に意見募集を行うものであり、御意見については本意見募集の対象外です。なお、重要無線通信の伝搬路は陸上・海上を問わず、上空を含め存在するものであり、御指摘は当たりません。</p>	無
4	匿名	<p>“近年、我が国の領海内において洋上風力発電設備等の水上の工作物が増加”しているが、いまだ日本国の領海に津軽海峡が含まれていないのは、安全保障の観点における大きな欠如ではないか。</p> <p>青函トンネルを走る新監督や貨物列車、津軽海峡を通過する船や飛行体に悪影響が出てからでは遅い。</p> <p>とにもかくにも日本国の領海が寸断された現状を変える必要がある。</p>	<p>本件は電波法による伝搬障害の防止に関する規則の一部を改正する省令案等を対象に意見募集を行うものであり、御意見については本意見募集の対象外です。</p>	無
5	匿名	<p>「重要通信の保護」という大義名分を掲げ、排他的経済水域という広大な空間においてまで個人の自由な電波利用や活動を制限しようとする姿勢に危惧を抱きます。一部の障害事例を理由に、全体に網をかけるような「厳格化」は、技術の自由な進歩と</p>	<p>本件は、排他的経済水域内において、洋上風力発電の推進と調和を図りつつ、電波伝搬障害防止制度を適切に運用するために規則等を改正するものであり、御指摘は当たりません。</p>	無

		<p>個人の活動を萎縮させるだけです。</p> <p>悪いことをする人間をどう防ぐかという「制限」の発想は、結局は自由を愛する善良な人々にのみ負担を強いることとなります。重要なのは規制を増やすことではなく、お互いの活動を認め合い、干渉を避けるための「ゆとりある電波配分」と、利用者の自律的な配慮を促す意識改革です。不自由がさらなる不自由を生む、不毛な規制の連鎖を断ち切るべきです。</p>		
6	匿名	洋上風力発電自体、反対です。	本件は電波法による伝搬障害の防止に関する規則の一部を改正する省令案等を対象に意見募集を行うものであり、御意見については本意見募集の対象外です。	無
7	匿名	洋上風力発電自体を抑制すべきです。	本件は電波法による伝搬障害の防止に関する規則の一部を改正する省令案等を対象に意見募集を行うものであり、御意見については本意見募集の対象外です。	無
8	(一社) 全国漁業無線協会	<p>今次改正に賛同します。</p> <p>対象となる通信は「放送業務」など6つの「重要無線通信」に限定され、漁業無線通信は対象外ですが、「重要無線通信」の1つに「人命・財産の保護又は治安維持（電波法第102条の2）」があり、その具体例として「防災対策に関する事項、海上保安事務に関する事項（電波法関係審査基準40条）」が掲げられていることから、同じく海上の漁船は無論のこと、それ以外の船舶に関しても航行の安全や海難発生時の対応等を1つの責務としている漁業無線関係者として、海上での電波障害防止を目的とした今次改正に賛同いたします。</p>	賛同意見として承ります。	無